

資 料 提 供
令和2年5月22日
担 当：広島県対策本部
担当者：健康対策課 西丸
直 通：082-513-3076

新型コロナウイルス感染症の患者の発生について

5月21日（木）、県保健環境センターの検査により、新型コロナウイルス感染症の患者が1例確認されました。

この患者は、国の基準を満たして退院後、症状が発現したため、再検査を実施した結果、新型コロナウイルス陽性が判明したものです。

新型コロナウイルス感染症の患者の発生としては県内167例目、退院後に再度、同感染症患者となる事例としては県内3例目となります。

本件については、濃厚接触者の把握を含めた積極的疫学調査を行っています。

なお、当該患者は、再度、感染症指定医療機関に入院中であり、年齢・性別等個人情報に係る事項については、同意を得られないことから非公表とします。

【県民の皆様へ】

- 週末については、不要不急の外出をしないでください。
- 外出する場合には、「3つの密」を徹底的に避けるとともに、体調管理、手洗い・咳エチケット、人と人との距離確保等の基本的な感染対策を実施してください。
- 屋内外を問わず、家族以外との大人数での会食や、密集状態等が発生する恐れのあるイベント等に参加しないでください。
- 緊急事態宣言が発令されている都道府県への人の移動は厳に避け、その他の府県についても、不要不急の移動は避けてください。
- 在宅勤務、時差出勤、自家用車・自転車・徒歩通勤等により、通勤時の人との接触を減らしてください。
- 感染者・医療関係者やそのご家族を誹謗・中傷・差別することは絶対にやめてください。
- 息苦しさや強いだるさ、高熱等、強い症状がある場合や比較的軽い風邪の症状でも、それが続く場合には、必ず最寄りの相談窓口に連絡し、その指示に従ってください。

お 願 い

報道機関各位におかれましては、感染症法の精神に基づき、プライバシー保護及び風評被害について格段の御配慮をお願いします。